丸森町大内地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
丸森町	大内地区(大山、青葉上、青葉 南、青葉北、佐野、空久保、上 町、下町、横手、黒佐野、東福 田、岩城南平、竹の内、西向、山 屋敷、中平、七夕、南伊手、北伊 手、田辺、田林)	令和4年3月18日	

1 対象地区の現状

	地区内の耕地面積	505.2h a
	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	263.6 h a
	アンケート回答者の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	59.4h a
	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.7h a
	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	h a
	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.6h a
(.	備考)	

2 対象地区の課題

地区内の平坦部においては、3集落営農法人を始めとした中心経営体への農地集積・集約化が図られており、今後もこれらの経営体が農地の受け手として耕作していくと見込まれる。一方、山間部の農地は、これまで主として畜産農家が飼料作物の作付によって管理を行ってきたが、近年廃業する農家も出ているため、新たな農地の受け手が求められている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平坦部では、引き続き、集落営農法人と個別経営体とが農地利用調整を行いつつ、これらの中心経営体への農地集積・集約化を図っていく。山間部においては、中山間地域等直接支払制度における集落協定が中心となり、農地保全活動に留まらず、他地域との連携や援農ボランティアの確保などで、特産作物の作付けを通じて、農地を維持管理していく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)	中心経営体	12	経営体

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地集落営農法人を始めとした中心経営体へ農地の集積・集約を行うため、農地中間管理機構を活用する。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

山間部においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地保全活動に加え、交流事業などの実施により、特産作物の生産を通じた農地の維持管理を行っていく。